

千葉県内 活性炭談合 損害賠償請求金額一覧 2022. 11. 22

	地方公共団体	請求書・催告書 提出日	請求金額 円	請求先	HP公開の有無
1	千葉県	2022.10.20	254,817,659	本町化学工業 など6社	無
2	銚子市	2022.11.15	31,026,402	本町化学工業 など3社	無
3	市原市	2022.11.15	114,217,521	本町化学工業 など16社	無
4	香取市	2022.3.31	57,784,680	本町化学工業 など13社	無
5	九十九里地域水道企業団	2022.8.5	139,796,654	本町化学工業 など13社	有
6	北千葉広域水道企業団	2022.3.30	105,192,524	本町化学工業 など9社	有
7	東総広域水道企業団	2022.4.19	227,311,816	本町化学工業 太平化学産業	有
8	かずさ水道広域企業団	2021.7.26	665,985,956	本町化学工業 など7社	有
9	南房総広域水道企業団	2022.11.15	153,920,981	本町化学工業 など8社	有
	請求金額合計		1,750,054,193		

令和4年8月9日

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、当企業団は以下の13事業者に対し、連帯して支払うよう令和4年8月5日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水i n g株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
幸商事株式会社
太平化学産業株式会社
カルゴンカーボンジャパン株式会社
朝日河過材株式会社
株式会社エーシーケミカル
株式会社サンワ
セラケム株式会社

2 損害賠償請求額

計139,796,654円

談合対象期間の支払額と談合対象期間以後単価（平成29年度から令和3年度）の平均にて得た想定支払額の差を損害額として算定した。

3 遅延損害金

金139,796,654円に対する各代金支払日より支払済みまで年5分の割合による金員

4 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

（参考）命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

令和4年3月31日

北千葉広域水道企業団
総務部財務経理室
電話 047-345-4011

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、当企業団は活性炭購入に係る契約に関与した9事業者に対し、令和4年3月30日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水ing株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
カルゴンカーボンジャパン株式会社
朝日河過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額

計105,192,524円及び遅延損害金(各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員)

3 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価の平均(平成29年度～平成31(令和元)年度)にて得た額の差を損害額として算定した。

4 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

(参考)

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

活性炭入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、当企業団は活性炭の購入及び委託契約に関係した事業者に対し、令和4年4月19日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者及び請求額

公取委による課徴金納付命令の対象物件のうち、当企業団発注の契約4件に係る下記2事業者に対し、計227,311,816円の損害賠償金及び遅延損害金（各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員）を請求する。

記

請求対象事業者	本店所在地
本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
太平化学産業株式会社	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番19号

2 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成29年度～平成31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

3 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

4 参考

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、本広域連合企業団は活性炭の購入及び委託契約に関係した事業者に対し、令和3年7月26日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求額及び請求対象事業者

公取委による課徴金納付命令の対象物件のうち、本広域連合企業団発注の契約5件に関係する下記7事業者に対し、計665,985,956円の損害賠償を請求する。

※請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
株式会社クラレ
太平化学産業株式会社
朝日沪過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成29年度～平成31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

3 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

4 参 考

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和4年11月15日

南房総広域水道企業団

南房総広域水道企業団は、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、公正取引委員会が令和元年11月22日付けで行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を踏まえ、当企業団の活性炭購入に係る契約に関与した8事業者に対し、令和4年11月15日付けで損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水i n g株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
朝日河過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額

計153,920,981円及び遅延損害金（各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員）

3 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成29年度～平成31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

4 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

【参考】

排除措置命令及び課徴金納付命令の詳細は「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html